

ISOを知る、伝える、広げる、会報誌

Vol.104

ISONET

BL-QE



center for better living



ISO改正特集

ISO9001/ISO14001が
国際規格 (IS) へカウントダウン。
最終国際規格案 (FDIS) に基づき
改正の全貌を俯瞰する。

- ・ISO/TC176/SC2/WG24日本代表エキスパート
株式会社テクノファ取締役研修事業部長
須田 晋介 氏
- ・ISO/TC207/SC1 (ISO14001) 日本代表委員、同国内委員会委員長
ISO/TC176 (ISO9001) および
ISO/TC207/SC7 (気候変動) 対応国内委員会委員
合同会社グリーンフューチャーズ 社長
吉田 敬史 氏

北から南から

BL-QE新規登録組織
2015年2月度～2015年5月度

BL-QE Information

- 理事長交代のお知らせ
- 特集記事のお問い合わせ先

Seminar Information

- ・ISO規格改正移行説明会開催の
ご案内 (無料)

北から 南から

BL-QE
新規登録
組織

2015年2月度

▶ISO 9001:0件 ▶ISO 14001:0件 ▶ISO/IEC 27001:3件 ▶OHSAS 18001:0件

2015年3月度

▶ISO 9001:0件 ▶ISO 14001:0件 ▶ISO/IEC 27001:1件 ▶OHSAS 18001:0件

2014年4月度

▶ISO 9001:4件 ▶ISO 14001:1件 ▶ISO/IEC 27001:5件 ▶OHSAS 18001:0件

2014年5月度

▶ISO 9001:1件 ▶ISO 14001:0件 ▶ISO/IEC 27001:2件 ▶OHSAS 18001:0件

詳しくは、ベターリビングホームページをご覧ください。 ▶ <http://www.cbl.or.jp/>

▶ISO/IEC 27001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS074	株式会社 ホロンシステム	東京都千代田区	・顧客要求に基づくシステムのコンサルティング・設計・製造及び付帯サービス(保守・技術支援・運用支援)の提供 ・情報システムの運用・保守に関する一般及び特定労働者の派遣 ・情報システムのパッケージソフトウェアの販売 ・情報システムのアウトソーシングサービス(ASP・ホスティング・ハウジング)の提供
IS075	スターツファシリティサービス 株式会社	東京都中央区	入退室カードリーダー及びセキュリティ機器の開発・製造・販売
IS076	ユニチカ情報システム 株式会社	大阪府大阪市	ソリューション事業部における以下の業務: (1)情報システムの企画・提案 (2)受託システム開発 (3)システム開発支援 (4)システム維持管理 (5)アプリケーションパッケージ開発 (6)ASPサーバ運用管理

▶ISO/IEC 27001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS077	株式会社 シンク	東京都中央区	1)ソフトウェア受託開発および運用・保守サービス 2)エンジニアの派遣

▶ISO 9001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
Q1540	井樋建設 株式会社	福岡県久留米市	官公庁及び民間発注の土木工事及び建築工事の施工
Q1541	有限会社 浦野製作所	大阪府河内長野市	自動車関連金属部品の加工
Q1542	宇佐美工業 株式会社	新潟県燕市	換気口製品及び建具・家具金物製品の設計・製造及びそれらの仕入販売
Q1543	アイフォーコムグループ	神奈川県相模原市	受注型アプリケーション・ソフトウェア及び制御系ソフトウェアの設計開発から付帯サービスまで

▶ISO 14001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
E430	井樋建設 株式会社	福岡県久留米市	土木工事、建築工事の施工及び監理

2015年
4
月
度

▶ISO/IEC 27001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS078	株式会社 太洋堂	京都府京都市	・印刷物の企画、制作及び関連サービス ・情報処理並びに情報通信ネットワークに関するシステムの設計及びソフトウェアの開発、制作及び販売 ・各種映像システムの企画、制作及び販売 上記における情報セキュリティマネジメントシステム
IS079	デンセイシリウス 株式会社	神奈川県川崎市	・社内におけるソフトウェアの設計・開発及び保守 ・コンピュータ、通信機器及び半導体・電子部品の販売
IS080	株式会社 エフピース・ソフト	神奈川県横浜市	1.コンピュータソフトウェアの設計・開発・運用・保守 2.コンピュータソフトウェアの技術者派遣業務
IS081	アイフォーコムグループ	神奈川県相模原市	社内基幹業務及びソフトウェア・ハードウェア・電子電気の受託開発ならびに自社開発ソフトウェアの設計・開発及び付帯サービス
IS082	株式会社 アズネットソリューション	東京都府中市	ITインフラの企画、販売、コンサルティング、構築、運用支援及び保守

2015年
5
月
度

▶ISO 9001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
Q1545	村上建設工業 株式会社	愛知県名古屋市中区	建設工事(土木工事)

▶ISO/IEC 27001 登録組織

登録番号	企業名	所在地	登録内容
IS083	株式会社 NTCテクノロジー	東京都品川区	コンピュータシステム・ネットワークシステムの運用・維持サービスに関する本社における管理業務及び社内一般管理業務
IS084	アクサス 株式会社	東京都新宿区	SIサービス ・システム開発 ・システム運用保守 ・特定顧客向け技術支援 ・法人向けASPサービス

BL-QE Information

一般財団法人ベターリビング

理事長交代のお知らせ

この度(平成27年6月5日)の理事会におきまして、一般財団法人 ベターリビングの理事長が交代となりましたので、お知らせいたします。

退任: 那珂 正



新任: 井上 俊之

なお、前理事長の那珂正は、弊財団顧問に就任いたしました。

特集記事のお問い合わせ先

今号の「ISONET Vol.104」特集記事『ISO改正特集』(P03-10)につきまして、ご質問などございましたら下記までお問い合わせください。

●一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター

業務推進部 普及課 担当:山賀

TEL:03-5211-0603 FAX:03-5211-0594 E-mail:info-blqe@cbl.or.jp

ISO9001/ISO14001が 国際規格(IS)へカウントダウン。 最終国際規格案(FDIS)に基づき 改正の全貌を俯瞰する。

いよいよISO9001:2015およびISO14001:2015の国際規格(IS)の発行が、9月に迫ってきました。国際規格(IS)発行の約3カ月後にはJISが公示され(予定)、規格改正にともなう認証の移行期間は、国際規格(IS)が発行されてから36カ月(3年)とされています。マネジメントシステムがより効果的なものとなるよう、見直しの良い機会としてください。

■規格改正のスケジュール

2015年 7月 2日	ISO/FDIS 14001発行、2カ月間の投票に入る
2015年 7月 9日	ISO/FDIS 9001発行、2カ月間の投票に入る
2015年 9月16日	ISO/IS 14001 発行(予定)
2015年 9月中	ISO/IS 9001発行(予定)
2015年11月	JIS Q9001/JIS Q14001:2015発行(予定)
2016年	——— 認証の移行期間(IS発行後3年)
2017年	
2018年	

ISO9001:2015

ISO9001、 最終国際規格案(FDIS)へ。 その変更点と改正の意図とは？

ISO9001規格の改正は、国際規格(IS)の発行が9月に迫ってきました。そこで今回は、ISO/TC176/SC2/WG24(ISO9001改正ワーキンググループ)日本代表エキスパートの須田晋介氏を取材。7月に公開されたばかりの最終国際規格案(FDIS)を基に、改正の動向や内容と組織が対応すべきポイントなどを解説していきます。

須田 晋介氏 プロフィール

ISO/TC176/SC2/WG24エキスパート。株式会社テクノファ取締役研修事業部長。1999年同社に入社。現在、研修事業部長としてISOマネジメントシステムに関わる研修やコンサルティング等の運営管理に従事。2012年からISO/TC176/SC2/WG24エキスパートとして国際会議に参加している。



ついに最終国際規格案(FDIS)が公開

ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の規格改正が大詰めを迎えています。すでに最終国際規格案(FDIS)が7月初めに発行されました。その後、2カ月間にわたって各国代表組織による最終国際規格案(FDIS)についての投票が行われ、9月中には国際規格(IS)が発行される予定です。

最終国際規格案(FDIS)は、国際規格案(DIS)からステップアップしたのですが、規格の要求事項そのものには大きな変更はありません。ただし、多少の追加、修正などがあります。また、文書表現を変えたり、書かれている場所が移動している箇所もそれなりにあります。国際規格案(DIS)をご存知の方は、最終国際規格案(FDIS)を目にした際に、随分変わったとを感じるかもしれません。その中でとくに、「箇条8 運用」では見た目の印象が、「序文」と「附属書A」では内容が大きく変わっています。これらはISO9001固有の記述がほとんどで、より良くしていこうという考えに基づいて積極的に見直しを検討されました。「箇条4 組織の状況」から「箇条7 支援」までと「箇条9 パフォーマンス評価」、「箇条10 改善」は、附属書SLで示された規格構造共通の枠組みによって、すでにある程度まで決まっていたので、国際規格案(DIS)から最終国際規格案(FDIS)では大きく変わっていません。

国際規格案(DIS)からどこが変わったか？

▶プロセスアプローチの強化がポイント

今回のISO9001の規格改正の意図するところとして、「ISO9001に基づくQMSについての顧客の信頼を向上させる」、「プロセスアプローチの適用の促進」が重要なポイントとしてあげられます。この2つは密接に関連しています。プロセスアプローチの考えに基づき、規格の意図どおりにしっかりとQMSの構築、運用に取り組みれば自ずと結果がともない、顧客の信頼が得られる。そのような規格へさらに改善しようという考えで改正審議は進められてきました。

プロセスアプローチについては、ISO/DIS 9001の段階で、すでに箇条4.4(品質マネジメントシステムとそのプロセス、現行規格の箇条4.1に対応)に幾つかの要求事項が追加されましたが、その中でリスクへの取組みについて追加されているのがひとつの特徴です。リスクについては箇条6.1(リスク及び機会への取組み)で要求されていますが、箇条4.4では箇条6.1を引用し、リスクへの取組みをここでも要求しています。これは、計画の策定段階で、まず懸念されるリスクを考え、そのリスクに対する対策を計画に組み込んでから運用を開始すること。すなわち未然防止活動を今まで以上にしっかりとやることを要求す

る主旨の改正です。

このことを受け、ISO/DIS 9001に対するISO/FDIS 9001の序文の見直しにおいて、この規格の中でのプロセスアプローチの位置づけがより明確にされました。

まず序文の箇条0.3(プロセスアプローチ)では、改正の意図を的確に伝えることを目指して、ISO/DIS 9001と構成が変わりました。ISO/DIS 9001では「0.3 プロセスアプローチ」以下は、「0.4 PDCAサイクル」、「0.5 リスクに基づく考え方」という構成でした。この規格の最も大事なコンセプトがプロセスアプローチであるという考えから、ISO/FDIS 9001ではこれら3つを並列に並べるのではなく、「0.3 プロセスアプローチ」を頭にして、その中に「0.3.1 一般」、「0.3.2 PDCAサイクル」、「0.3.3 リスクに基づく考え方」の構成へと変更されました。

そして、序文の箇条0.1(一般)には、「PDCAサイクル及びリスクに基づく考え方を組み込んだ、プロセスアプローチを採用している」と書かれています。規格における重要なこの3つのコンセプトのうち、「プロセスアプローチ」を最上位に位置付けて、「PDCAサイクル」と「リスクに基づく考え方」の活動を通して、「プロセスアプローチ」に基づくシステム運営を実現するという形で書かれています。

▶「品質マネジメントシステムのパフォーマンス」とは？

国際規格案(DIS)から最終国際規格案(FDIS)へ移行する中で、「品質パフォーマンス」という言葉も変更となりました。ISO/FDIS 9001では、品質パフォーマンスが何を意味するのかわかりにくいという意見があり、「品質マネジメントシステムのパフォーマンス」という表現に変わりました。

「品質パフォーマンス」という言葉からイメージされるのは、製品・サービスの適合性、プロセス、QMSの実施状況、などと多岐にわたります。これを「品質マネジメントシステムのパフォーマンス」に置き換えると、システムがうまく運用されているか否かの部分だけと受け止められてしまう懸念があるため日本としては反対をしたのですが、受け入れられませんでした。表現は変わりましたが、QMSはもともと製品やサービスの品質を良くしようと運用するものですので、当然、製品、サービス、そしてプロセスのパフォーマンスも含まれると考えます。このようなことから「品質パフォーマンス」が「品質マネジメントシステムのパフォーマンス」と表現が変わっても、要求内容が変わったというわけではありません。

ISO9001改正の主な変更点とその意図は？

ISO9001:2015へ移行する際の主な変更点は、各国の認定機関で構成される国際認定フォーラム(IAF)が発行し

た『ISO9001:2015への移行計画の指針』では、次の9項目があげられています。

1. ISO専門業務用指針第1部の附属書SLで規定されるHLS(上位構造)の適用
2. プロセスアプローチの理解と適用を支援し改善するためのリスクに基づく考え方についての明確な要求事項
3. 規範的な要求事項の削減
4. 文書化要求があまり強調されなくなる
5. サービス業に適用しやすくなる
6. QMS(品質マネジメントシステム)の境界(boundaries)を決定しなければならない
7. 組織の状況(organization context)の強調
8. リーダーシップの強化
9. 顧客満足度を改善するため期待される成果(desired outcomes)を達成することを強調

これらの変更点に関わる内容について、いくつかを説明していきます。

▶リスクに基づく考え方が明確になる

「うまくいかなければPDCAサイクルを回し見直せばよい、は、プロセスアプローチの考え方ではありません。プロセスアプローチが求める管理は、この方法なら失敗することはない、間違いなく良い結果が出せる、という計画を最初の時点でしっかり策定することです。

そのためには、今の方法で期待通りの結果が得られないリスクはどこにあるのか。計画立案時に、ここはうまくいく、ここは何か手を打っておかなければいけない、などと検討し、事前に対策を打っておくことでリスクを減らし、完成度の高い計画を策定することが改正規格では今まで以上に求められます。うまくいかなかったときは、原因を究明して対応することは当然ですが、なぜそのことが事前に予測できなかったのか、そのレベルまで一歩踏み込んで考えることも大切です。

「箇条6 計画」では、品質マネジメントシステムを計画する際にリスクを考慮することやリスクがあるところは事前に手を打っておくことを要求しています。リスクがまったくなくなることはないと思いますが、目的達成能力の高い計画を事前に立てることは重要です。今回の改正規格でプロセスアプローチという考え方が盛り込まれたことにより、そのあたりが明確に示されました。

リスクを考えるにはそれなりの情報が必要で、この情報が乏しいと現時点での組織の仕組みの弱さはわかりません。現行規格でも同様ですが、監視、測定で得たデータを分析し、そこから得られる情報に基づいて現在の仕組みの足りないところを判断することになります。組織ごとにさまざまなデータを取っていると思います。このデータを分

析した結果をあらゆる活動の計画段階で活用することが期待されます。

▶規範的な要求事項を削減し、より主体的な取り組みへ

組織にこの規格をより主体的に使ってもらうため、改正規格では規範的な要求事項が減りました。そのため一部分ではありますが、曖昧な表現だと感じる部分が見られるかもしれません。しかし、これは目的志向で、今まで以上に取り組みましょう、という改正規格のメッセージだと捉えてください。「箇条4 組織の状況」には「QMSの意図した結果」という表現が出てきますが、まさにQMSを何のために運用するのか、そのことを明確にすれば自ずと何をすればよいかが見えてくるはずです。規格にとらわれ過ぎず、目的志向で取り組んでくださいという規格の意図を理解していただきたいと思います。

【規範的として削除された要求事項】(一部)

※箇条Noは現行版規格に基づく

①5.5.2 管理責任者

トップによる管理責任者の任命要求を削除(改正規格では、同等の責任及び権限を誰にとは特定せず、しかるべき人に割り当てることを要求している)

②7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認のa)~d)を削除

③7.5.5 製品の保存

「この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含めなければならない。」を注記へ移動

④8.1 (測定、分析及び改善)一般

「これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めなければならない。」を削除 など

▶文書化要求が弱まったように見えるが…

改正規格では、明示的な文書化要求は削減されています。例えば、品質マニュアルや6つの文書化した手順書は要求されなくなっています。ただし、その他は、現行版と大きく変わらず、それほど減っていません。品質方針、QMSの適用範囲、要求事項の適用不可能な理由の文書化は、改正規格でも求められており、記録要求も現行規格と大きく変わりません。

改正規格では「必要な程度」、「必要とされる程度」という表現で文書化した情報の維持が要求されています。組織の判断次第で管理対象となる文書の数はいくらでも変わります。この点において、一概に文書化要求が弱まったとは言えません。

▶サービス業はより適用しやすくなる

ところで、ISO9001を使っている組織の中にはサービス業の方も少なくないと思います。今回の改正ではその方々を意識した変更も盛り込まれました。一例として、今までの解釈では「サービス」は「製品」という言葉の中に含まれていたのですが、改正規格では、サービスという言葉を表に出して、「製品及びサービス」と表現します。その他にサービス業に配慮した箇所をいくつか示します。

【サービス業を配慮した変更】(一部)

※箇条Noは改正規格に基づく

①7.1.4 プロセスの運用に関する環境

- “作業環境”から変更

②7.1.5 監視及び測定のための資源(resources)

- “機器”を“資源”へ

③8.5.4 保存

- “指定納入先”を削除 など

▶品質マネジメントシステム(QMS)の境界を決定する

今回から、QMSの境界、すなわちQMSの適用範囲の決定が要求事項として求められています。組織がQMSについて抱えている課題は何か。お客様(顧客)、その他の利害関係者が組織の製品・サービスに期待していることは何か。これらの課題、期待を考えたとき、どの範囲、活動をしっかり管理しなければ、製品・サービスの品質が確保できないかというロジックで考え、管理が必要な範囲、すなわちQMSの適用範囲を決めることを改正規格は求めています。

組織によっては、認証審査における適用範囲を、例えば、工場単位、特定の事業部単位など、限定して認証を取得している場合があるかと思います。組織の戦略として、ある特定の機能(前例で言えば工場という製造機能)を確実に管理することを目的に認証の適用範囲を限定することもひとつの考え方です。一方、顧客の視点としては、製造機能だけではなく、その他の営業、設計などの機能もしっかり管理されていることが期待されているかもしれません。組織としても、顧客に満足してもらう製品・サービスを提供するには、工場という製造機能を管理するだけでは、実現できないと思います。

改正規格でQMSの適用範囲の決定が要求事項となったことを受け、組織の方々には今一度、現状のQMSの適用範囲で、QMSに関わる課題、そして、顧客の期待に応えられるのかどうかについて考えてみていただくとよいと思います。

▶トップの関与が強く求められる

「箇条5 リーダーシップ」では、トップのリーダーシップに関する要求事項が強化されました。やはりトップがQMSを率先して推進していく強い姿勢を示されなければ、いくら良いシステムが構築されたとしても、効果的に機能しません。以下が改正規格でトップがリーダーシップ及びコミットメントを実証する必要がある主な追加事項です。

- 品質マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。
- 組織の事業プロセスへの品質マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。
- プロセスアプローチ及びリスクに基づく考え方の利用を促進する。
- 品質マネジメントシステムがその意図した結果を達成することを確実にする。

これらについて、トップ自らが説明できる必要があります。

▶顧客満足度の改善

現行版では、「顧客満足の向上」という表現は要求事項では箇条5.2(顧客重視)の中で1回しか使用されていません。改正規格では要求事項の中で5回登場し、現行版に比べ多く使用されています。

また、改正規格では、「QMSの意図した結果」という表現もよく使用されています(箇条4以降で4回)。「QMSの意図した結果」は組織により異なりますが、基本は、この規格の箇条1(適用範囲)で示されている、「顧客及び適用される法令・規制要求事項への適合を実証」する場合と、「顧客満足の向上」を目指す場合になります。

改正規格は、QMSの活動が「顧客満足の向上」に繋がることを求めています。単に規格で求められているから取り組むのではなく、「顧客満足の向上」という目的をしっかり意識する必要があります。この点においても改正規格は目的志向で取り組むことが求められます。



ISO9001改正。これが、ほぼ最終形！

現在、最終国際規格案(FDIS)を国際規格(IS)にして良いかどうかの投票が行われています。この段階で、大きな内容変更はもう為されませんので、今回の最終国際規格案(FDIS)がほぼ最終形と考えていいでしょう。

繰り返しになりますが、組織が品質マネジメントシステムを構築、運用する目的はいろいろ考えられますが、基本は、顧客要求事項及び適用される法令規制要求事項を満たした製品・サービスを一貫して提供すること、そして顧客満足向上させることです。ISO9001の要求事項はこのことを実現するためにあります。今回の改正規格は、要求事項の意図をしっかりと理解してQMSを運用すれば、今まで以上にのおずと結果が出る規格にするために、必要な要求事項を追加したり、表現を見直したり、場合によっては要求事項を削除しました。この意図をしっかりと踏まえて、新しい規格を上手に使っていただければと思います。

■ISO/FDIS 9001の構造及び用語

※赤字部分は、附属書SLに追加された、ISO/FDIS 9001固有の箇条です。

まえがき	
序文	0.1 一般 0.2 品質マネジメントの原則 0.3 プロセスアプローチ 0.3.1 一般 0.3.2 PDCAサイクル 0.3.3 リスクに基づく考え方 0.4 他のマネジメントシステム規格との関係
1.適用範囲	
2.引用規格	
3.用語及び定義	
4.組織の状況	4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 品質マネジメントシステムの適用範囲の決定 4.4 品質マネジメントシステム及びそのプロセス
5.リーダーシップ	5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.1.1 一般 5.1.2 顧客重視 5.2 品質方針 5.2.1 品質方針の決定 5.2.2 品質方針の周知 5.3 組織の役割、責任及び権限
6.計画	6.1 リスク及び機会への取組み 6.2 品質目標及びそれを達成するための計画策定 6.3 変更の計画

7.支援	7.1 資源 7.1.1 一般 7.1.2 人々 7.1.3 インフラストラクチャー 7.1.4 プロセスの運用に関する環境 7.1.5 監視及び測定のための資源 7.1.5.1 一般 7.1.5.2 測定のトレーサビリティ 7.1.6 組織の知識 7.2 力量 7.3 認識 7.4 コミュニケーション 7.5 文書化した情報 7.5.1 一般 7.5.2 作成及び更新 7.5.3 文書化した情報の管理
8.運用	8.1 運用の計画及び管理 8.2 製品及びサービスの要求事項 8.2.1 顧客とのコミュニケーション 8.2.2 製品及びサービスに関連する要求事項の明確化 8.2.3 製品及びサービスに関連する要求事項のレビュー 8.2.4 製品及びサービスに関する要求事項の変更 8.3 製品及びサービスの設計・開発 8.3.1 一般 8.3.2 設計・開発の計画 8.3.3 設計・開発へのインプット 8.3.4 設計・開発の管理 8.3.5 設計・開発からのアウトプット 8.3.6 設計・開発の変更 8.4 外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理 8.4.1 一般 8.4.2 管理の方式及び程度 8.4.3 外部提供者に対する情報 8.5 製造及びサービス提供 8.5.1 製造及びサービス提供の管理 8.5.2 識別及びトレーサビリティ 8.5.3 顧客又は外部提供者の所有物 8.5.4 保存 8.5.5 引渡し後の活動 8.5.6 変更の管理 8.6 製品及びサービスのリリース 8.7 不適合なアウトプットの管理
9.パフォーマンス評価	9.1 監視、測定、分析及び評価 9.1.1 一般 9.1.2 顧客満足 9.1.3 分析及び評価 9.2 内部監査 9.3 マネジメントレビュー 9.3.1 一般 9.3.2 マネジメントレビューへのインプット 9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット
10.改善	10.1 一般 10.2 不適合及び是正処置 10.3 継続的改善

附属書 A (参考) 新たな構造、用語及び概念の明確化

附属書 B (参考) ISO/TC176によって作成された品質マネジメント及び品質マネジメントシステムの他の規格類

参考文献

国際規格案(DIS)から最終国際規格案(FDIS)へ。 変更のポイントを読み解き、ISO14001:2015改正の全体像を見る。



ISO14001は、2015年9月16日、いよいよ国際規格(IS)が発行される予定です。発行後、3年間が移行期間となりますが、移行計画は進んでいますか？今回の特集では、ISO国際委員会の日本代表委員である吉田敬史氏に、最新状況をお話いただきました。発行済みの最終国際規格案(FDIS)を見ながら、改正の全体像を紹介します。

吉田 敬史氏 プロフィール

1972年三菱電機株式会社に入社。1991年同社において環境保護推進部を立ち上げ、2004年に環境推進本部長。また、環境マネジメントシステムの日本国内導入に尽力。同社退職後、合同会社グリーンフューチャーズを設立し、環境経営に関する調査・研究・出版・コンサルティング・教育・普及啓発など、各種支援業務を行う。ISO/TC207/SC1 (ISO14001) 日本代表委員、同国内委員会委員長、ISO/TC176 (ISO9001) およびISO/TC207/SC7(気候変動) 対応国内委員会委員。1999年工業標準化事業功労者通商産業大臣賞受賞。

▶そもそもISO14001改正の趣旨

国際規格(IS)発行を目前に、そもそもISO14001改正の趣旨は何だったのか振り返ってみます。

環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格ISO14001は、19年前の1996年に初版が発行され、2004年のマイナー改正を経て現在に至ります。この約20年の間、気候変動など国際的な環境問題が深刻化し、それに伴い企業の環境マネジメントは初版発行当時とは大きく様変わりしました。環境マネジメントの拡大そして高度化、また、企業の経営戦略としても環境マネジメントシステム(EMS)の重要性が高まっています。

こうしたISO14001固有の背景に加えて、品質と環境に続き、食品安全、情報セキュリティ、エネルギーなど、マネジメントシステム規格(MSS)が多様な分野へ拡大したので、これらのMSS相互の整合性を確実にするため、2011年にMSS共通要求事項が定められました。皆様もご存じと思いますが、2012年にはISO規格策定のルールブック「ISO/IEC専門業務用指針・ISO補足指針」の中に「附属書SL」としてまとめられ、以降はMSSの策定や改正では必ず適用することが義務付けられました。

今回の改正は今までよりかなり大規模なもので、MSSの共通要求事項を導入するなど、とても新しい考え方が多く採用されています。また、日本の企業も世界に引けを取ることなく、1996年のISO14001初版発行当初より格段にレベルが上がっています。こうした状況のなかで議論を尽くし、

結果として日本の主張もかなり取り入れています。日本代表委員としても非常に満足のいく改正になりました。

▶改正における考慮すべき点—— EMSスタディグループの推奨事項

国際標準化機構(ISO)技術委員会(TC)の環境マネジメントのSub-Committee(SC1)内に設置された、EMSスタディグループは、EMSの改正で考慮すべき点について、以下のような勧告事項をまとめ、2010年のSC1の総会で承認されました。この勧告事項は、今回の改正を方向づけるものとなりました。

■EMSスタディグループの改正に関する推奨事項(要点)

主題	推奨事項
持続可能な発展・CSR観点の重視	◎持続可能な開発への貢献 ◎ISO26000 6.5(環境)の概念との整合
経営戦略とのリンクの強化	◎環境マネジメントの戦略的考慮 ◎中核事業との関係強化
環境パフォーマンスの重視	◎環境パフォーマンス改善に関する要求事項の明確化 ◎指標の要求事項の導入
法令順守の徹底	◎法令順守を達成するメカニズムの明確化 ◎順守状況に関する知識及び理解の実証
製品・サービスへの対応強化	◎ライフサイクル思考の導入 ◎バリューチェーンの観点の拡充
コミュニケーションの拡充	◎利害関係者との協議 ◎コミュニケーションのための体系的なアプローチの導入

▶国際規格案(DIS)からの主な変更点

『ISONET』Vol.101でISO/DIS 14001についてご紹介しましたが、以降、東京、ロンドンと2回にわたる国際委員会会合が開催され、最終国際規格案(FDIS)の起草に向けた審議が行われました。国際規格案(DIS)から最終国際規格案(FDIS)への主な変更点について以下にまとめました。

2015年2月に開催された東京会合における変更点は、「リスク及び機会」というフレーズを定義したこと(後述の**1.戦略的な環境マネジメント**へ参照)、「著しい環境側面」「順守義務」との相互関係を明確化するため、「箇条6 計画」の構成を変更したことが挙げられます。「リスク及び機会」の定義では、このフレーズを「脅威と機会」に置き換えて使用することも可能としています(置き換えの原則)。

続いて5月に開催されたロンドンの会合では、東京会合で審議を終了した「箇条4.1 組織及びその状況の理解」と「箇条6.1 リスク及び機会への取組み」の要求事項について変更はなく、ただし、「リスク」そのものの定義については、ISO/FDIS 9001との整合性から、附属書SLの定義(「リスク=不確かさの影響」)に戻ることが決定されています。そして、ロンドン会合で審議を完了し、最終国際規格案(FDIS)への移行を決定しました。

▶今回の改正の全体像—その主要ポイントは?

これまでのISO14001:2004にはない、新しい要求事項は次の箇条です。

- 4.1 組織及びその状況の理解
- 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
- 5.1 リーダーシップ及びコミットメント
- 6.1 リスク及び機会への取組み
 - 6.1.1 一般
 - 6.1.4 取組みの計画策定
- 10.1 一般
- 10.3 継続的改善

改正全体の変更点としては、大きく次の10のポイントが挙げられます。

1.戦略的な環境マネジメントへ

もともとISO14001の適用は製造業の事業所から始まっているので、今でも現場管理レベルの適用が多いのですが、今回の改正では、深刻化する環境問題への対応には、企業の戦略レベルでの対応が不可欠、としています。

改正ISO14001では、「リスク及び機会」というフレーズを「潜在的な有害な影響(脅威)」と潜在的な有益な影響(機会)。と定義したうえで、「リスク及び機会」には3つのリスク源として、①「6.1.2 環境側面」②「6.1.3 順守義務」③「4.1及び4.2 組織の状況や利害関係者の期待及びニーズ」があることを明確にしています。

「リスク及び機会」は附属書SLに準拠して、①環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成できるという確信を与える。②外部の環境状態が組織に与える影響も含め、望ましくない影響を防止または低減する。③継続的改

善を達成する。という3つの目的に照らして決定すべきで、環境に対する「リスク及び機会」ではなく、経営に対する「リスク及び機会」であるとしています。

2.プロセスの概念の導入

附属書SLでは、「プロセス」の確立を求める包括的な要求事項が規定されていて、必要なプロセスは組織が決めるという立場をとっています。また、「手順」という用語はありません。附属書SLも改正ISO14001も、ISO9001のような「プロセスアプローチ」を要求してはいませんが、適用の際は「手順」と「プロセス」の違いを認識しておいたほうがいいでしょう。

「プロセス」は「インプットをアウトプットに変換する、相互に関連する、または相互に作用する一連の活動」と定義されていて、ここでいう「変換」が計画どおり実施されるには、「手順」、「経営資源」、「プロセス内の監視や測定とその判断基準」、「プロセスの責任者」などの事項は決めておかねばなりません。つまり「手順」は「プロセス」の一構成要素にすぎず、前述の「プロセス」全体をしっかりと確立することで、環境マネジメントシステムの有効性を向上させること、としています。

3.事業プロセスへの統合

附属書SL由来の要求事項に、「組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする」という規定があり、トップマネジメントが実証しなければならない事項の一つとして要求されています。

本来、組織のマネジメントシステムは、組織のビジネス及び組織が社会の一員として行う付帯業務をマネージするただ一つのシステムで、マネジメントシステム規格(MSS)の要求事項は、各々の段階で第三者認証を受けるか否かではなく、組織のビジネスの流れに基づいた一つのマネジメントシステムの中に統合一体化されて、初めて有効に機能するという考えが前提にあります。

4.経営者のリーダーシップの強化

環境マネジメントシステム(EMS)を経営戦略レベルで展開するには、経営者のリーダーシップとコミットメントが不可欠です。そのため「箇条5 リーダーシップ」では、最高経営層に対する要求事項が詳細に規定されています。「事業プロセスへの統合」もトップの実証項目の一つであり、これこそトップ主導で推進しなければ実現はできないでしょう。

トップへの要求事項は、必ずしも自ら実施しなくても適切な担当役員などに委任できますが、「説明責任」はトップの役割として求められています。

5.対処すべき環境課題の拡大

2010年に発行されたISO26000(社会的責任に関する手引き)では、環境課題を①汚染の予防 ②持続可能な資源の利用 ③気候変動の緩和と適応 ④環境保護・生物多様性及び自然生息地の回復の4課題で指針を提示しており、改正ISO14001では、このISO26000との整合のため、この4つの環境課題に拡大されました。この4課題は、企業に一律に求めるのではなく、「箇条4.1 組織及びその状況の理解」に基づいて、どの課題にコミットするか選択することになりました。

また、従来の環境マネジメントシステムは、「組織が環境

に与える影響、をマネージする仕組みでしたが、改正ISO14001では、環境が組織に与える影響も外部の課題として認識し、「リスク及び機会」の決定が要求されています。たとえば、世界各地で頻発する異常気象や資源の希少化などは、組織にとって脅威となるだけでなく、事業機会にもなり得るからです。

6. 環境パフォーマンスの重視

継続的改善について、マネジメントシステムの改善から、環境パフォーマンスの改善へ、重点が移行しています。改正14001では、①環境パフォーマンスの改善 ②順守義務を満たすこと ③環境目標の達成、の3点が明記されています。

組織は環境マネジメントシステムの有効性(計画と実行、達成した程度)、すなわち環境パフォーマンスを継続的に改善しなければなりません。また、環境目標に対しては指標の設定が求められており、環境パフォーマンス全般に評価のための基準の決定が要求されます。

7. 順守義務のマネジメントの強化

改正ISO14001では、「順守義務を満たすことが成果の一つとして強調されており、環境方針での順守義務を満たすことへのコミットメントが確実に果たされるよう、ISO14001:2014よりはるかに多くの要求事項が規定されています。

たとえば、組織内のすべての人々が「順守義務を含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味」を認識することが求められています(「箇条7.3」)。また、順守評価(箇条9.1.2)では、「順守状況に関する知識及び理解を維持する」と規定されており、従来の手順要求ではなく、順守評価で実現すべき状態が規定されています。

8. ライフサイクル思考に基づく取組み

改正ISO14001では、環境マネジメントを組織の上流(サプライチェーン)と下流(流通チャネル、顧客、リサイクル・廃棄物処理)に拡大することを指向しています。環境側面を特定するにあたっては、「ライフサイクルの視点」を考慮することが要求されます。

9. コミュニケーションの戦略的計画と実施

利害関係者の期待やニーズの理解(「箇条4.2」)には、コミュニケーションが不可欠で、組織には戦略的なコミュニケーション計画を立案し実施することが求められます。法令などで求められる行政への環境報告なども外部コミュニケーションとして管理しなければなりません。また外部コミュニケーションでの環境情報の信頼性も環境マネジメントシステムで管理することが要求されます。

10. 文書・記録等の電子化の促進

共通要求事項では、文書、記録という用語は使用されていません。すべて「文書化した情報」という用語に統一されました。これは、企業のビジネスプロセスのIT化が加速しているなかで、環境マネジメントシステムなどに必要な文書などはすべて電子化されることを想定したものです。

「箇条7.5 文書化した情報」では、マニュアルなどの要求はなく、組織は自ら必要と判断する情報を文書化して整備すればよい、としています。今回の改正を機に、企業には

環境マネジメントシステムに必要な文書、記録を全面的に電子化することを推奨します。

▶ 今後への期待

今や世界全体が国際的な相互承認の体制になりつつありますが、日本の審査認証が真に世界で通用することを期待しています。それには、ISOマネジメントシステムが今よりさらにレベルアップした必要不可欠なインフラとして機能していくことが必要で、組織の方々、審査員の方々の前向きな意識と取組みが求められていくと思います。



■ ISO/FDIS 14001の構造及び用語

※赤字部分は、附属書SLに追加されたISO/FDIS 14001固有の箇条です。

序文	
1.適用範囲	
2.引用規格	
3.用語及び定義	
4.組織の状況	4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 4.4 環境マネジメントシステム
5.リーダーシップ	5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 環境方針 5.3 組織の役割、責任及び権限
6.計画	6.1 リスク及び機会への取組み 6.1.1 一般 6.1.2 環境側面 6.1.3 順守義務 6.1.4 行動のための計画策定 6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定 6.2.1 環境目標 6.2.2 目標達成のための計画
7.支援	7.1 資源 7.2 力量 7.3 認識 7.4 コミュニケーション 7.4.1 一般 7.4.2 内部コミュニケーション 7.4.3 外部コミュニケーション 7.5 文書化した情報 7.5.1 一般 7.5.2 作成及び更新 7.5.3 文書化した情報の管理
8.運用	8.1 運用の計画及び管理 8.2 緊急事態への準備及び対応
9.パフォーマンス評価	9.1 監視、測定、分析及び評価 9.1.1 一般 9.1.2 順守評価 9.2 内部監査 9.3 マネジメントレビュー
10.改善	10.1 一般 10.2 不適合及び是正処置 10.3 継続的改善

附属書A

BL-QE 主催

ISO規格改正移行説明会開催のご案内

無料

この度、ISO9001およびISO14001の2015年版の規格改正作業が最終段階に入り、9月には両規格とも国際規格(ISO)が発行される予定になっています。このような時期に入り、BL-QEでは、改正規格の内容および移行手続きについて、登録組織の皆様説明会を開催いたします。今回の規格改正は、ISOマネジメントシステム規格を作成するための上位構造に従って作成され、共通部分も多いことから、品質、環境の両マネジメントシステム規格について合同で無料の説明会を開催いたします。

※この説明会は、会場の都合から貴社の登録規格ごとにお二人までのご参加とさせていただきます、先着順に定員となり次第締め切らせていただきます。
 ※なお、会場により多くの方のご参加にお応えできる場合もありますので、ご希望がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

開催日程

開催地	開催日	会場名	定員
札幌	9/9(水)	ACU 1212号室 (札幌市中央区アイスティ45)	36名
青森	8/25(火)	リンクモア平安閣市民ホール 会議室(1)(青森市柳川)	54名
秋田	8/26(水)	ALVE秋田市民交流プラザ 洋室C (秋田市東通仲町)	50名
仙台	9/8(火)	仙台青葉カルチャーセンター 403号室(仙台市青葉区一番町)	80名
水戸	9/7(月)	茨城県立文化センター 集会室09(水戸市千波町)	60名
大宮	8/27(木)	ソニックシティ 601号室(大宮市大宮区桜木町)	78名
東京①	8/7(金)	ベターリビング 7階会議室(千代田区飯田橋) ※受付終了	40名
東京②	8/21(金)	ベターリビング 7階会議室(千代田区飯田橋)	80名
東京③	9/17(木)	ベターリビング 7階会議室(千代田区飯田橋)	80名
横浜	9/14(月)	AP横浜西口 B会議室(横浜市西区北幸)	54名
名古屋	10/6(火)	愛知県産業労働センター ウィンクあいち 1102号室(名古屋市中村区名駅)	80名
大阪①	9/15(火)	新大阪丸ビル別館 Gルーム(大阪市東淀川区東中島)	132名
大阪②	9/29(火)	大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)5階特別会議室	96名
広島	10/1(木)	広島YMCA国際文化センター本館 407(広島市中区八丁堀)	40名
高松	9/1(火)	高松商工会議所 201号室(高松市番町)	64名
福岡	10/2(金)	カンファレンスASC 1階会議室(福岡市博多区博多駅東)	100名
熊本	9/3(木)	くまもと森都心プラザ AB会議室(熊本市西区春日)	90名
鹿児島	9/4(金)	鹿児島中央ビル B会議室(鹿児島市山之口町)	100名

プログラム(13:00~16:50)

- ▶12:30 開場
- ▶13:00 ご挨拶
- ▶13:05 移行審査の実施について
- ▶13:30 ISO/FDIS 9001
ISO/FDIS 14001
2015年版移行のポイント
- ▶16:40 質疑応答
- ▶16:50 終了

※札幌、名古屋は、13:00開場、
13:30~17:20で開催いたします。
ご注意ください。

お申し込み方法

ご参加希望の場合は、すでに連絡担当者様にお送りしている「参加申込書」に必要な事項をご記入のうえ、FAXにてご連絡ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター

企画管理課 担当:山岸、山賀、吉田 TEL:03-5211-0765 FAX:03-5211-0594

本誌は、弊センター登録組織から受領した「品質/環境/情報セキュリティ/労働安全衛生マネジメントシステム審査登録申請書」に記載されている「申請者」宛に、発行の都度送付しております。送付業務は、効率的に一日も早くお届けできるように、弊センターから「宛名ラベル」を提供し発送を委託しております。弊センターは、発送委託業者との間における請書において、再委託業務も含めた機密保持義務を課す項目を定め管理を徹底するように努めております。今後ともこのような対応をいたします。

ISO NET (Center for Better Living) Vol.104 2015年7月21日発行
 発行 一般財団法人 ベターリビング システム審査登録センター
 代表者: センター長 東ヶ崎 清彦
 担当: 業務推進部 普及課
 TEL: 03-5211-0603 FAX: 03-5211-0594
 ホームページ: <http://www.cbl.or.jp/>

